

災害ケースマネジメントを 伊勢市で社会実装するための検討会

～ケース会議模擬体験WS～

伊勢市役所 危機管理課

構成

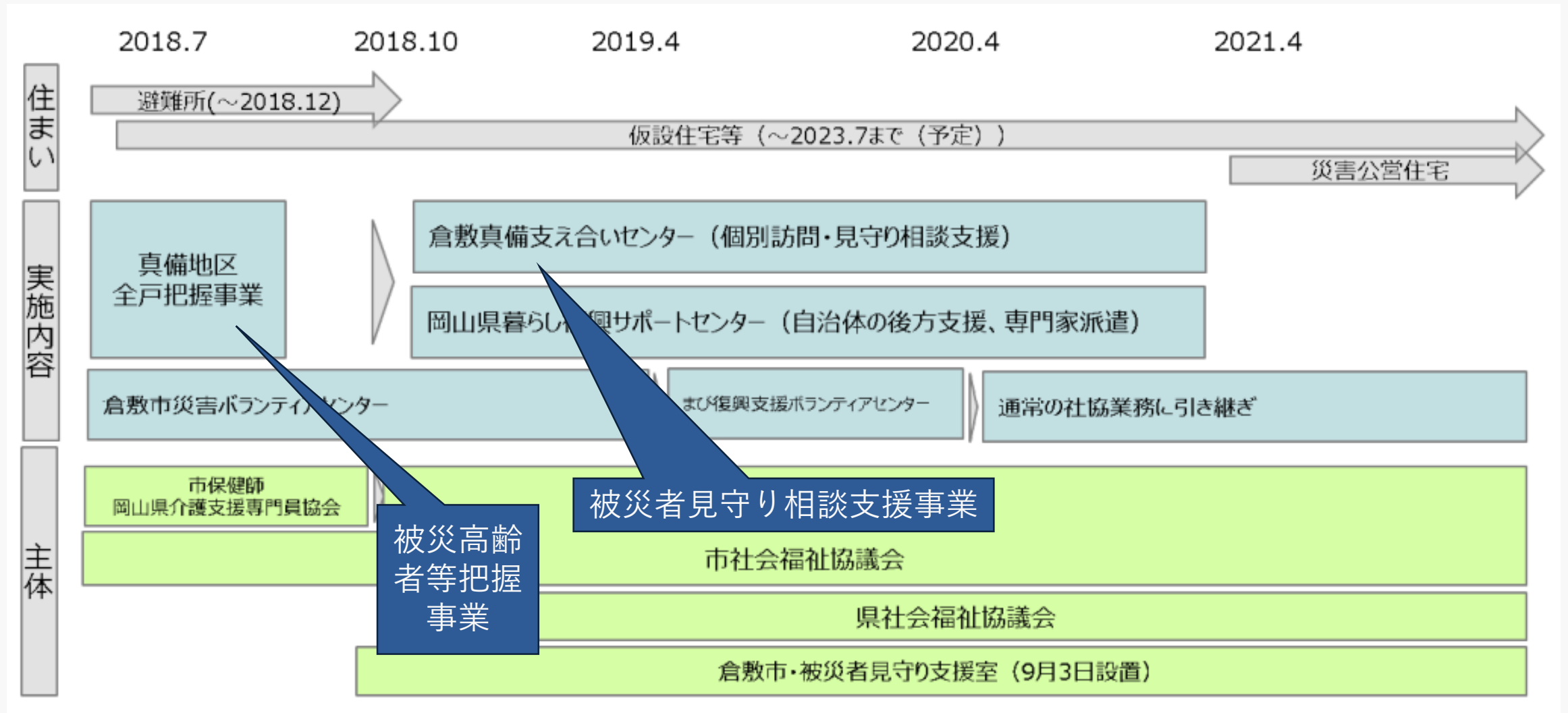
(1) 基礎情報の確認

(2) ケース会議模擬体験WS

(3) まとめ

時系列の流れ（平成30年7月豪雨 倉敷市）

3



被災高齢者等把握事業

4

事業内容

地震、台風及び豪雨等の自然災害における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組を一定期間、集中的に実施することを目的とする。

※ 被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対し、支援の届かない被災者をつくらないことを目的として、災害の発生より概ね3か月以内の間で集中的に行う事業。（それ以降は既存の一般施策を活用することを想定。）

○実施主体：災害救助法の適用を受けた都道府県、指定都市、中核市及び市町村
※民間団体（介護支援専門員等の職能団体等）へ委託可

○補助率：①特定非常災害の指定がある場合 10 / 10
②上記以外の場合 1 / 2

被災者見守り・相談支援事業

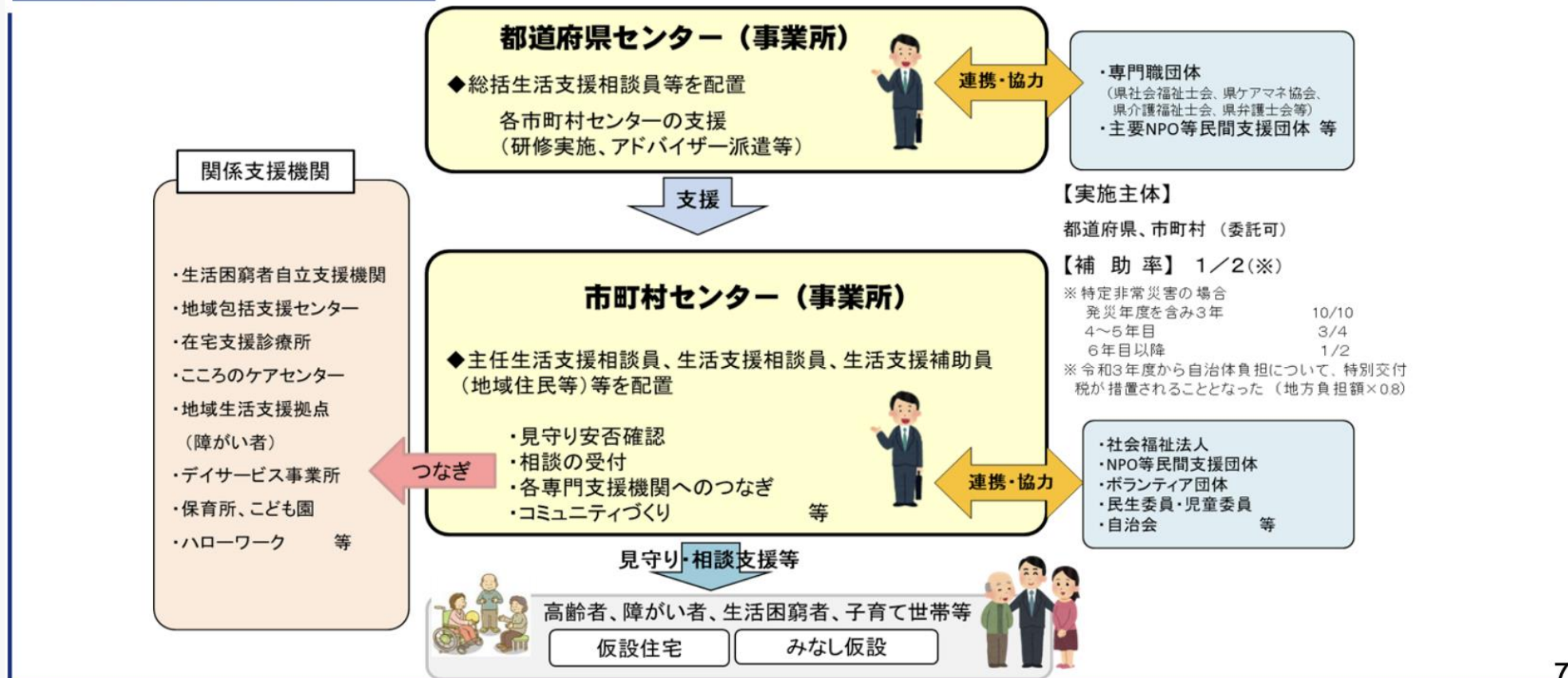
5

1 事業の目的

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。

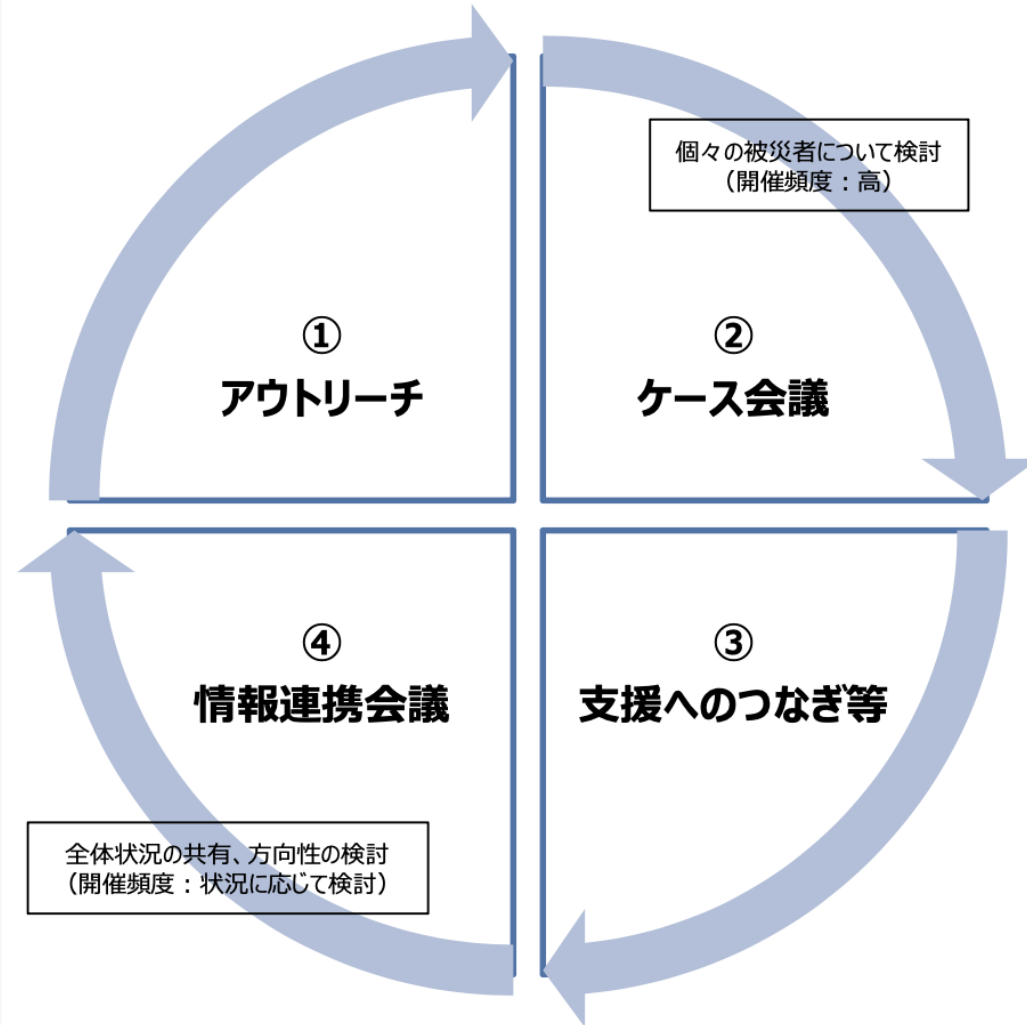
(令和5年度において事業を実施している災害:平成30年7月豪雨、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨、令和3年7月1日からの大雨、令和4年8月3日からの大雨、令和4年台風第15号、令和5年奥能登地震、令和5年7月14日からの大雨災害、令和6年能登半島地震)

2 事業の概要・スキーム



災害ケースマネジメント（支援の流れ）

6



1	アウトリーチ	被災者の中には、支援の窓口に出向くことが難しい方や本来支援が必要であるにもかかわらず声を上げられない方もいることから、 <u>訪問・見守り等のアウトリーチにより、積極的に支援が必要な被災者を発見し、被災者一人ひとりの抱える課題を把握する。</u>
2	災害ケースマネジメントケース会議	アウトリーチにより得られた被災者の状況を整理し、継続的な支援が必要な個々の被災者について、個々の課題に応じた支援方針・方策を検討する。行政機関だけでなく、支援を行う関係機関が連携して検討を行う必要がある。 (参加者は、検討する課題に応じて調整)
3	支援へのつなぎ等（支援の実施）	ケース会議等により、支援方針が決定している場合は、適切な支援手段へのつなぎを実施する。 (「つなぎ」とは、単につなぎ先を紹介するだけでなく、必要に応じてつなぎ先まで同行し、そこでのアドバイスや意見を踏まえて、被災者とともに今後の対応を検討することまで含む。)
4	災害ケースマネジメント情報連携会議	県・市町村の関係部局の職員、地域支え合いセンター等の支援拠点の職員、関係機関等が参加し、被災者支援の全体状況について情報共有を行うための会議 (定期的な開催が望ましいが、個々の被災者について検討する場ではないため、実施頻度は状況に応じて調整)

※【参考】内閣府防災「災害ケースマネジメント実施の手引き」

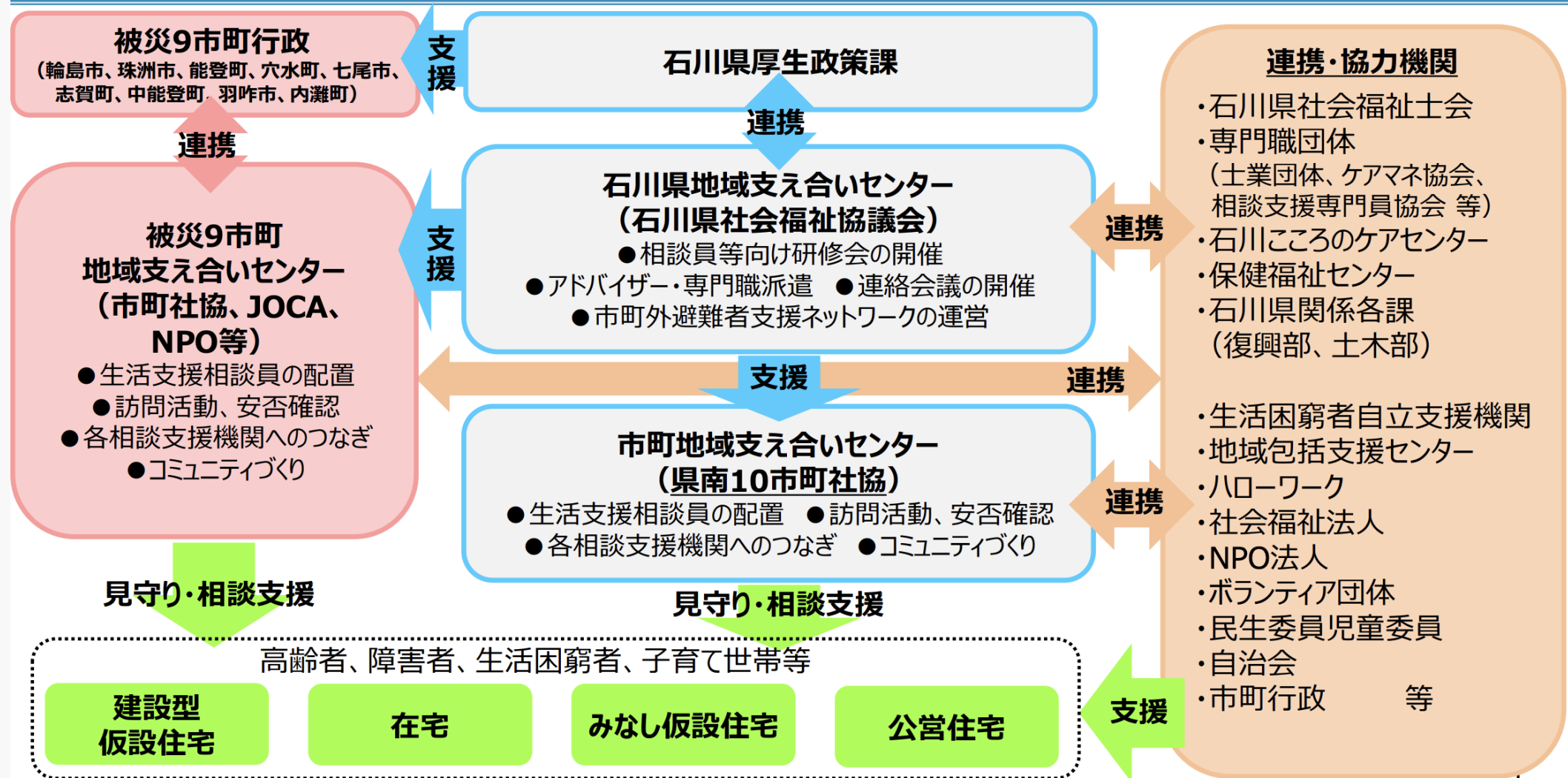
防災基本計画に位置付けられた施策

- **令和5年度 防災基本計画に「災害ケースマネジメント」の位置付け**
 - 地方公共団体は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。
- **令和4年度 内閣府：災害ケースマネジメント実施の手引き**
- **令和3年度 内閣府：災害ケースマネジメントに関する取組事例集**

令和6年能登半島地震での実施体制

8

石川県における被災者見守り・相談支援等事業 実施体制



複雑かつ複合的な課題の相談が福祉課に集中する

生活場所

指定避難所

みなし仮設

在宅

仮設住宅

2次避難所

1.5次避難所

相談内容の
イメージ

認知症

ひきこもり

複雑・複合化した生活課題

コミュニケーション難

8050問題

住まい

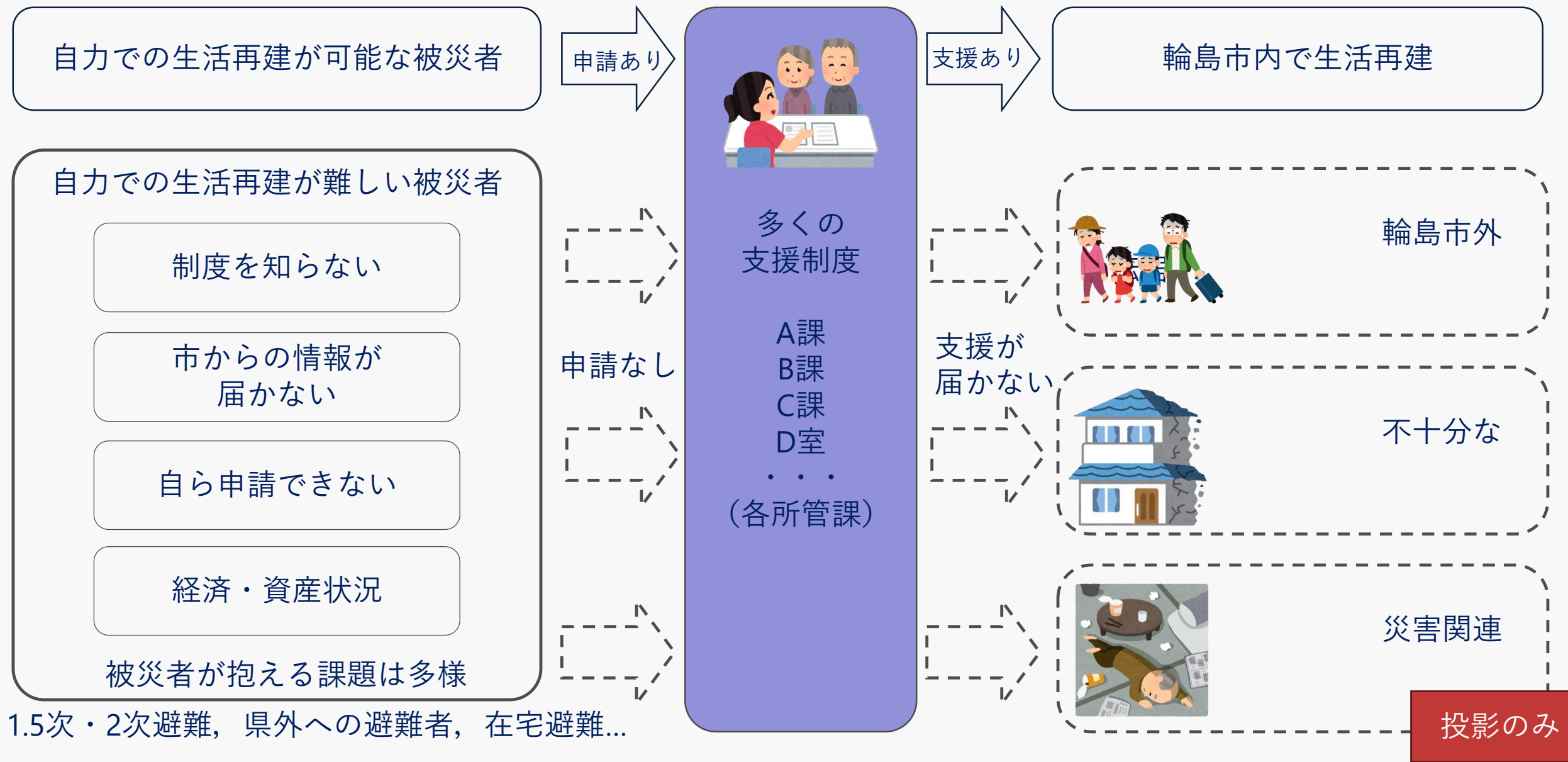
生業

障害(疑いも含む)

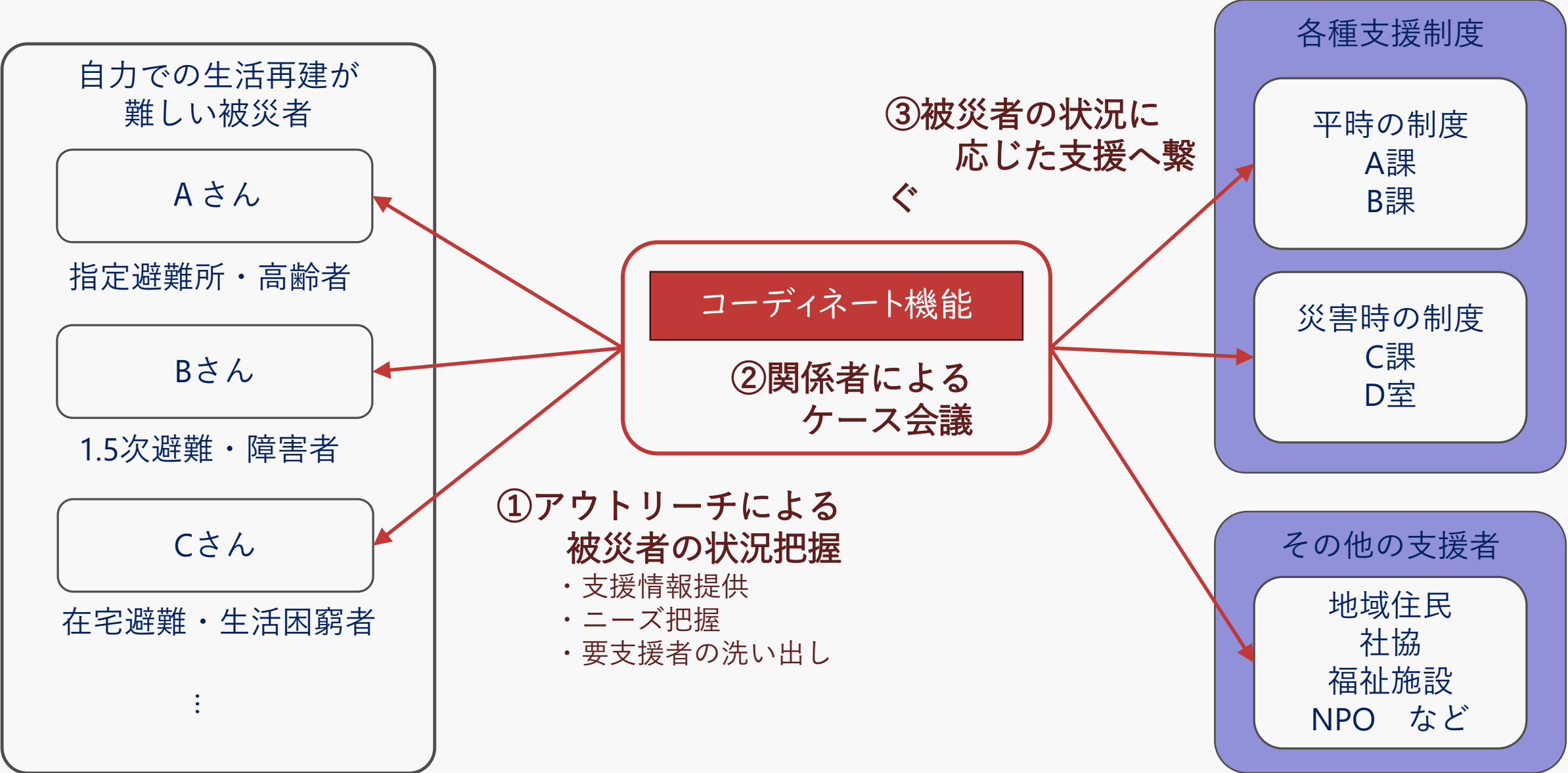
生活困窮

個人
家族
世帯

1. 被災者の生活再建において生じる課題



2. 「抜け・漏れ・落ち」の無い被災者支援に必要な対応



この活動が「災害ケースマネジメント」

役割分担を調整し地域防災計画へ位置付け

● 地域防災計画

- 災害ケースマネジメントを記載・担当の決定（2024.3 伊勢市防災会議）

● 担当

- 復興部が実施するにしても、現体制で担当の設定が必要

● 体制の整備

- 支援制度の所管が多岐に渡るため福祉だけではなく、関係課の参加が必要

● 三重県の動向（参考）

- 三重県地域防災計画に災害ケースマネジメントに関する記載を検討
 - 平時における担当は防災対策部防災推進課

生活再建の各種制度を利用するために罹災証明書が必要

13

被害認定調査・罹災証明書



市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2第1項）

罹災証明書は、各種被災者支援策※の適用の判断材料として幅広く活用されている。

- ※各種被災者支援策
- | | |
|-------|---------------------------------|
| 給付 | ：被災者生活再建支援金、義援金 等 |
| 融資 | ：（独）住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等 |
| 減免・猶予 | ：税、保険料、公共料金 等 |
| 現物給付 | ：災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理制度 等 |

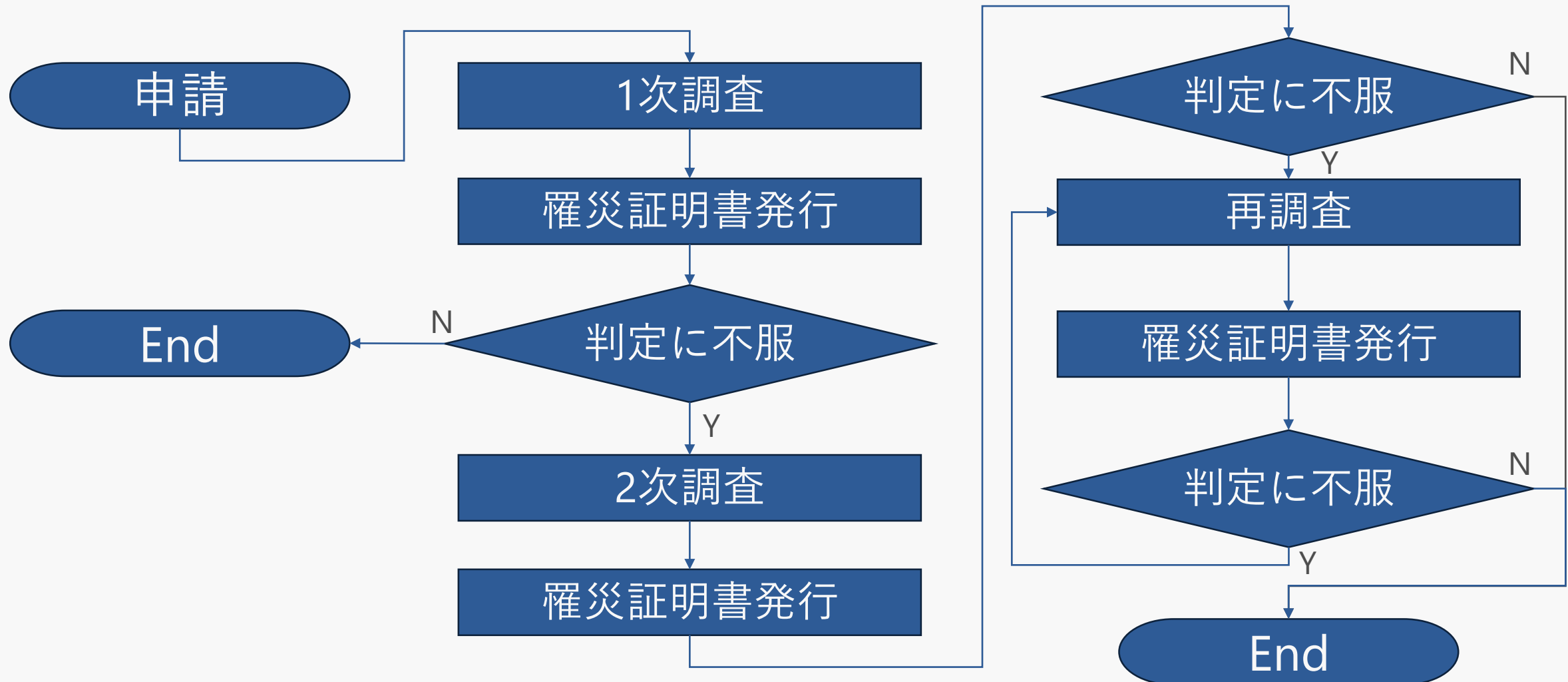
<被災から支援措置の活用までの流れ>



被害認定調査完了までの流れ

14

1次調査→2次調査→再調査



なぜ2次申請が行われるのか

15

被害の程度によって支援の内容や金額が異なる



被害区分		対象	配分金額		
			第一次配分	第二次配分	合計
人的	死者・行方不明者	地震により死亡した方のご遺族	20万円	80万円	100万円/人
	重傷者	地震により負傷し、1か月以上の治療を要する見込みの方	10万円	—	10万円/人
住家	全壊	「全壊」と認定された世帯	20万円	80万円	100万円/世帯
	大規模半壊	「大規模半壊」と認定された世帯	15万円	60万円	75万円/世帯
	中規模半壊	「中規模半壊」と認定された世帯	10万円	40万円	50万円/世帯
	半壊	「半壊」と認定された世帯	5万円	20万円	25万円/世帯
	準半壊	「準半壊」と認定された世帯	—	10万円	10万円/世帯
	一部損壊	「一部損壊」と認定された世帯	—	3万円	3万円/世帯

出典：石川県：令和6年能登半島地震災害義援金の配分について

例：給付 被災者生活再建支援金

被害区分・再建区分で 支援金額が変動

- **基礎支援金**
 - 大規模半壊以上は、住家の再建方法に関わらず需給
- **加算支援金**
 - 住家の再建方法に合わせて金額が変動

被害区分	基礎支援金	加算支援金		合計
全壊、半壊解体 敷地被害解体、長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借	50万円	100万円
中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借	25万円	25万円
半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借	25万円	25万円

例：現物給付 応急仮設住宅

～応急仮設住宅（建設型）について～
（令和6年能登半島地震による被災者の皆様へ）

○対象者

R6.11.15 版

令和6年能登半島地震に伴う住居の全壊等により、居住する住宅の確保が困難となり、災害時に災害救助法の適用地区に居住している方

○要件

災害時において、石川県(災害救助法の適用を受けた市町)に居住する方

自らの資力を以てしては住宅を確保することができず、下記いずれかの要件を満たす方※

- ・住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方
 - ・半壊（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方
 - ・二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町長が認める者
 - ・災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方に限る。）
 - ・その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた方
- ※該当する方であっても、審査結果等により制度を利用できないことがあります。

	被災直後 (無理しないで)			住まいへの支援				もらえるお金					借りられるお金				その他の支援					
	ボランティア ・専門家相談	自治体による 土砂撤去	火災・地震保険 の確認	応急修理制度 (2023.4基準)	応急仮設住宅	公費解体(無償)	災害公営住宅	被災者生活再建支援金 ※単身は4分の3の金額		義援金	災害弔慰金	自治体独自の 支援金・補助金	社会福祉協議会 の貸付	災害援護 資金貸付	災害復興 住宅融資	リバースモーゲージ 型融資	被災ローン 減免制度	雑損控除	その他			
								基礎 支援金	加算支援金 住居の再建方法により金額が変わる													
一部損壊 (床下浸水も)	困りごととは遠慮なく必ず相談をして下さい	自治体により時期や内容に違いがあります	水災保障の加入や金額も確認をしましょう	34.3 万円							人的・住宅被害に応じて。複数回の配分も	避難生活中の災害関連死の場合にも支給！	定期的に自治体の情報をチェック	生活、住宅、福祉、教育など様々な貸付あり	△ ※6	住宅の修理・再建のための融資	60歳以上なら不動産を担保にした 金利のみの返済による借入の可能性	住宅ローンなど個人のローンが減免される	災害による損害を所得から控除(確定申告必要)	その他の支援制度は 左下のQRコードから		
準半壊																						
半壊																						
中規模 半壊				70.6 万円	△ ※2	△ ※3	△ ※4		建設購入 100万円 修理 50万円 民間貸借 25万円													
大規模 半壊				壊修可 全も理 OK				50 万円	建設・購入 200万円													
半壊など +建物解体								100 万円	修理 100万円													
全壊				70.6 万円	利用可	利用可	利用可		民間貸借 50万円													
(長期避難 世帯)※1					※2		※4				※5		※6									

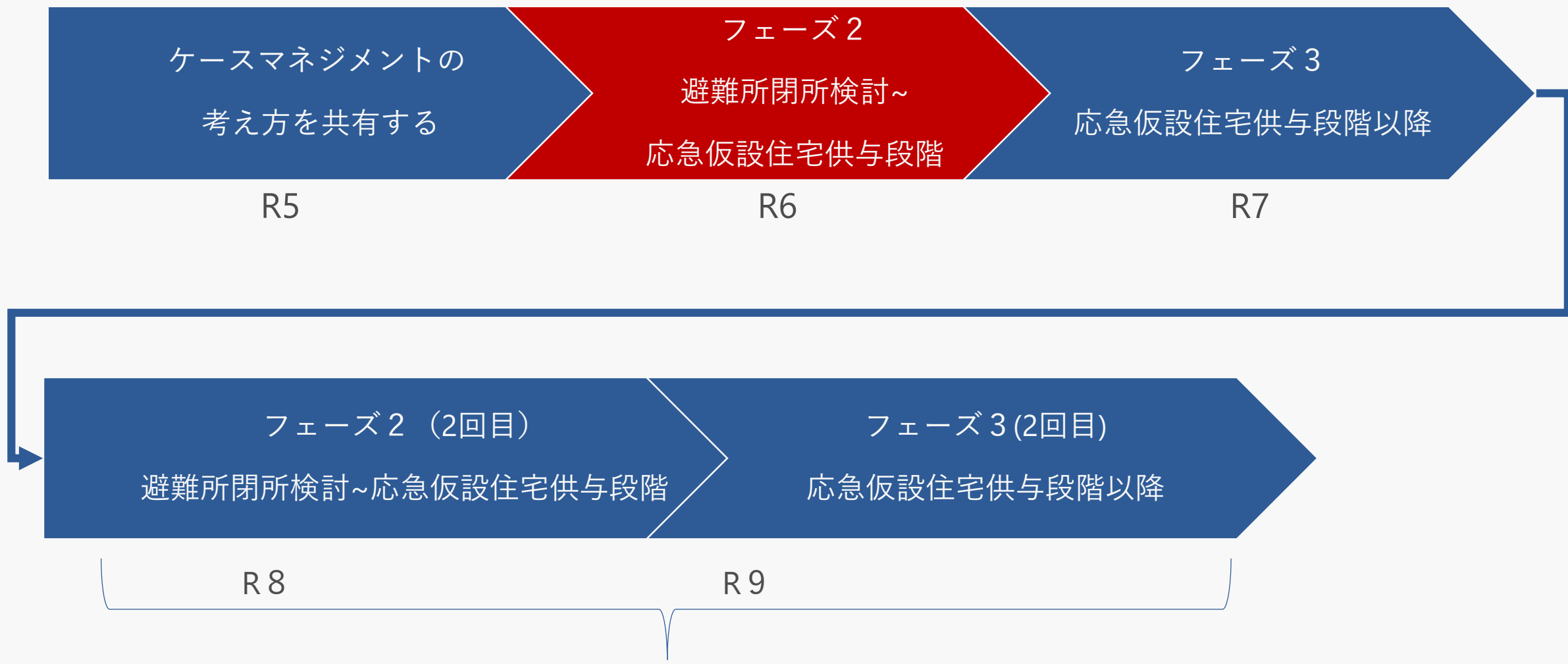


内閣府防災のHP

- ※1 災害の危険継続などで長期にわたり居住不能と都道府県から認定された世帯のこと。被災者生活再建支援法で「全壊」の扱いになる。
- ※2 大規模な災害では、半壊、大規模半壊の方や、二次災害の危険、ライフライン停止などで自宅からの長期避難が必要な方の入居可能性もある。
- ※3 特定非常災害などでは、半壊以上の方も公費解体の対象になることがあるが、修理して住むという選択肢も慎重に検討を。
- ※4 大規模な災害では、全壊だけでなく、半壊以上の方が入居できる場合も。入居には収入条件があり、家賃は必要。
- ※5 生計維持者の死亡で500万円、その他の方の死亡で250万円。重度障害の場合には、左のそれぞれ半額の支給。
- ※6 世帯主の1か月以上の負傷、家財の3分の1の損害(浸水被害も)でもそれぞれ150万円まで借入れ可。



社会実装に向けた検討を進める



シミュレーション訓練を通じた様式、体制の検証

構成

(1) 基礎情報の確認

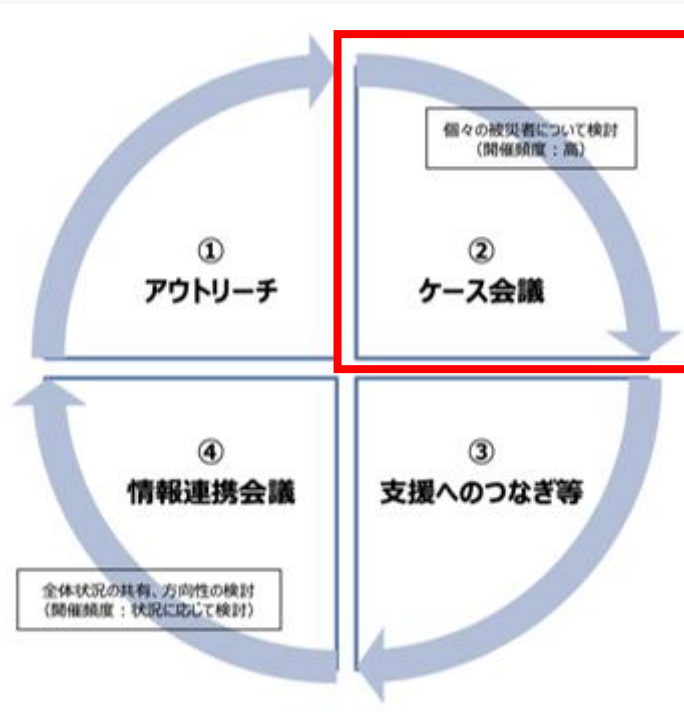
(2) ケース会議模擬体験WS

(3) まとめ

(6) 災害ケースマネジメントケース会議の実施

基本的考え方・取組

- アセスメントの結果等を踏まえ、継続的な支援が必要とされた個々の被災者について、アウトリーチにより得られた情報や平時の福祉サービスで利用している情報などをもとに、個々の課題に応じた支援方策を検討するケース会議を実施する。
- ケース会議は主に下記の事項を議題とする。
 - ケース会議の対象とする被災者に関する情報の共有
 - 被災者の自立・生活再建にあたっての課題の抽出・整理
 - 支援方策の決定・順位付け
 - 被災者の課題解決に向けた長期・短期の目標や達成時期の目安設定
 - 被災者支援に係る役割分担の確認



出典：内閣府（防災担当）災害ケースマネジメント実施の手引き

研修目的 2

被災者の情報から支援に繋げる手順をイメージできる



研修目的 3

被災者の生活再建に関する課題を軽減するために必要な支援策を知っている



出典：日弁連 災害復興支援委員会 副委員長 永野 海 氏



関係者で顔の見える関係を作る



楽しく班で意見交換できるように配慮ください

- 積極的に話しましょう
- 相手の話しに耳を傾けましょう
- みんなの時間を大切に
- 自由に意見を言える雰囲気を



ワークショップの時間確保のため予め伊勢市職員の方々に割振りをさせていただきました。

災害ケースマネジメント実装検討会参加者一覧

班	チーム	所属	役職	名前	
1	小俣地区民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員	会長	大西 幸子	
	伊勢市南地域包括支援センター	伊勢市南地域包括支援センター	保健師	大西 麻由	
	避難所チーム	介護保険課	係長	中村 美帆	司会
	生活再建チーム	課税課	主幹	下川 知行	
	避難所チーム	高齢・障がい福祉課	係長	山本 昌子	書記
2	伊勢市五十鈴地域包括支援センター	伊勢市五十鈴地域包括支援センター	センター長	大澤 伸也	
	避難所チーム	福祉総合支援センター	主幹	北口 尚代	司会
	応急復旧チーム	住宅政策課	課長	山崎 幸喜	
	避難所チーム	生活支援課	主査	太田 博也	書記
	御薗地区民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員	会長	大西 美恵子	
	避難所チーム	保育課	課長	濱地 直樹	
	南部地区民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員	会長	小林 初美	

班の顔と名前を覚えましょう

★自分の所属

★名前

+ 1 ★旅行してみたい場所は？

(楽しかった旅行先は？)



私は伊勢市役所危機管理課の藤原です。

楽しかった旅行先はエジプトです。

ではテーブルごとで始めてください



皆さんの名前、行ってみたい旅行先も
覚える事ができましたか？



トルコ
カッパドキア



インドネシア
レンボガン島

それでは、開始しましょう。

R6はフェーズ2を対象とする



※ 発災後の段階を3つのフェーズに区切り、それぞれのフェーズにおける取組が示されている。(内閣府「手引き」P9)

南海トラフ地震発生時には、応急期・復旧期の活動が中心の段階と考えられるため、本手引きにおいては、災害ケースマネジメントの前段階（準備段階）として取り扱う。

本手引きにおける、災害ケースマネジメントの実施段階

	平時 P.16	発災直後 ～避難所運営段階 P.33	避難所閉所検討 ～応急仮設住宅供与段階 P.56	応急仮設住宅 供与段階以降 P.101
被災者の生活		避難所	在宅避難	応急仮設住宅 災害公営住宅
支援体制等	実施体制の検討・構築（市町村内） P.17	支援関係機関、NPO等との連携 P.28	在宅避難	
		計画等への位置づけ P.28		
		人材確保・育成、研修実施 P.150		
		災害ボランティアセンター設置・運営		
			支援拠点の設置・運営	
		罹災証明書発行		
			被災者台帳作成・活用 P.145	
被災者支援		アウトラーチ等 P.39 ○主な目的 ・応急的な対応が必要な被災者の発見及び状況の把握 ・生活再建に向けた支援情報の適切な周知（罹災証明書の発行等） ○対象 ・避難所避難者、在宅避難者 →応急的な対応が必要な被災者については、医療や保健、福祉につなぎ、災害関連死を防止	アウトラーチ等 P.60 ○主な目的 ・住まいの再建、日常生活の自立にあたっての支援が必要な被災者の発見及び課題の把握 ○対象 ・当該災害の被災者（全数調査が望ましい） →アウトラーチで被災者の状況を把握し、得られた情報を精査・アセスメントを実施、支援が必要な者と課題を特定	アウトラーチ等 P.105 ○主な目的 ・継続的支援が必要な被災者に対する見守り・相談支援 ○対象 ・仮設住宅入居者、在宅被災者等 →アウトラーチで得られた情報を踏まえ、適宜アセスメントを見直し
		災害ケースマネジメント ケース会議 P.86	○目的 ・アウトラーチ、アセスメントの結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討 ○参加者 ・行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等	○目的 ・アウトラーチ結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討 ○参加者 ・行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等
		支援へのつなぎ等 P.95	○目的 ・被災者支援の全体状況の共有、アウトラーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有 ○参加者 ・行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等	○目的 ・被災者支援の全体状況の共有、アウトラーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有 ○参加者 ・行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等
		災害ケースマネジメント 情報連携会議 P.90	○目的 ・被災者支援の全体状況の共有、アウトラーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有 ○参加者 ・行政内関連部局、災害ボランティアセンター、支援関係機関、NPO等	○目的 ・被災者支援の全体状況の共有、アウトラーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有 ○参加者 ・行政内関連部局、災害ボランティアセンター、支援関係機関、NPO等

出典：高知県：災害ケース
マネジメントの実施体制
に係る市町村むけ手引き
(Ver.1)

被災者を想像し、どのような支援へつなげることが必要か具体的にイメージしましょう。



災害対応の段階をイメージします。



9月9日14:46
地震発生
大津波警報発表

今は、地震発生から3ヶ月後の12月9日（月）15：00です

令和X年 9 月 9 日（月） 14：46

震源地：三重県沖

震源の深さは約30 k m

地震の規模（マグニチュード）：8. 9

伊勢市最大震度 6 強

県内最大震度 7（鳥羽市）

伊勢市では地震、津波により甚大な被害が発生

津波の被害が発生しており、浸水区域外では家屋が倒壊した



浸水は解消され道路啓開が進んでいる。罹災証明書を発行するための被害認定調査（1次）が80%完了



数週間後から応急仮設住宅が順次完成する見込み



避難所の生活はボランティア等の参入もあり安定してきている。段ボールベッドは人数分配備されている。



津波浸水区域外の上水道管1次側（本管）は90%復旧。上水道2次側（メーターから蛇口）は、配管破損の修理待ち多数



出典：国土交通省 能登半島地震の対応について



出典：伊勢市職員撮影 令和6年能登半島地震

浸水区域外の被害の少なかった学校、保育所に集約され再開されている。



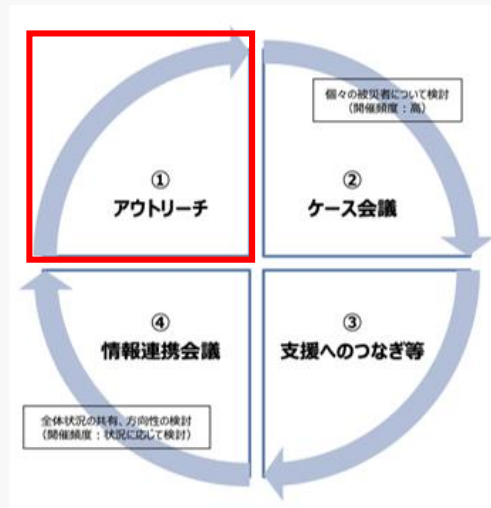
発災2ヶ月後から被災者の情報調査を開始している



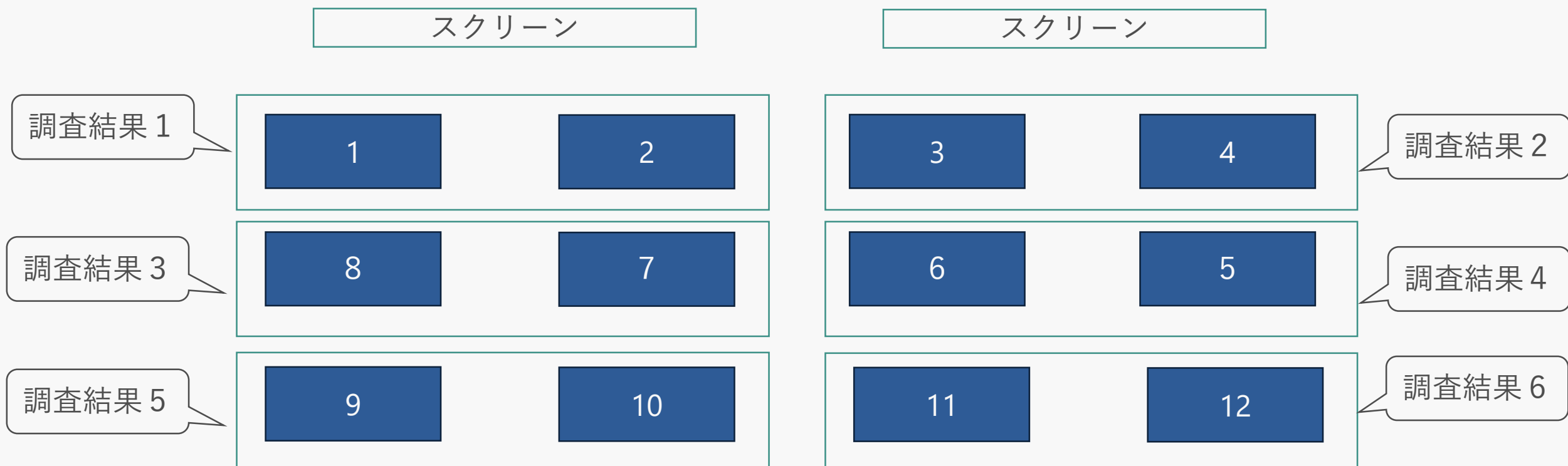
9月9日14:46
地震発生
大津波警報発表

被災高齢者等把握事業

被災者見守り・相談支援事業



各チームで別々の「被災者情報調査結果」について繋ぐ必要がある支援策を考えます



「被災者情報調査結果」

ワークショップでは2回にわけて情報をお渡ししますので、困りごとと繋ぐ必要がある支援策を検討してもらいます

家族、住まい、生業の被害状況

被災者情報調査結果 1									
フリガナ	ジングウ ジロウ	性別	生年月日	年齢	電話	0596-〇〇-△△△△			
お名前 (敬称主)	神宮 次郎	男	S56.1.25	43歳	メール アドレス	〇〇@iso.jp			
災害前の 住所	伊勢市小俣町元町4番8号				☐ 持ち家 ☐ 親族宅 ☐ 借家 ☐ その他(市営住宅)				
現住所	☐ 災害前と同じ				☐ 持ち家 ☐ 親族宅 ☐ 借家 ☐ 仮設住宅 ☐ 借上住宅 ☐ 災害公営住宅 ☐ その他(避難所 小俣小学校)				
同居家族	災害前		現在		災害前		現在		
	お名前	続柄	職業	お名前	続柄	職業	年齢		
	神宮 幸子	妻	パート	神宮 幸子	妻	パート	40歳		
	神宮 たかし	妻	小学生	神宮 たかし	妻	小学生	12歳		
就業状況	災害前		現在		災害前		現在		
	職業	勤務先	職業	勤務先	職業	勤務先			
	☐ 正社員 ☐ 非正規・パート ☐ 自営業 ☐ 会社経営 ☐ 家事従事者 ☐ 求職中 ☐ 無職 ☐ その他	☒ △工場	☐ 正社員 ☐ 非正規・パート ☐ 自営業 ☐ 会社経営 ☐ 家事従事者 ☐ 求職中 ☐ 無職 ☐ その他	☒ △工場					
	被害の内容		被害の内容		被害の内容				
被害の状況	人の被害	☐ 家族が亡くなった	亡くなった人数	続柄	死亡時期	死因			
		☐ 被害を負った	被害の内容	受傷時期	受傷の原因				
	住まいの被害	被害の内容							
		☒ 住んでいる家の被害を受けた 具体的な被害 例) 1 雨天時まで浸水した。外壁が壊れた。トイレが使えなくなった。2 日断水した。 ※ 液状化により家が傾いた。 震災証明書「全壊」判定 ☐ 応急危険度判定について 赤(危険)							
仕事の被害	被害の内容								
	☐ 仕事を失った ☒ その他(商売道具が破壊) ☐ 勤務先が倒産し、解雇された ☐ 勤務先は存続しているが、解雇された ☐ 怪我等のため働きなくなった ☐ 廃業した								



生活再建に向けた悩み

被災者情報調査結果 1	
生活再建 に向けた 悩み	お金の悩み
	☐ 借金が残っている ☐ お金を借りたい ☐ その他 ()
	住まいの悩み
生活再建 に向けた 悩み	☐ 既存の住宅を補修したい ☒ 新居を再建・購入する ☐ 民間賃貸住宅を借りる ☐ 災害公営住宅を借りる ☐ その他 ()
	仕事の悩み
	☐ 事業を再開したい ☒ その他 (今の収入で再建や今後の生活ができるか不安)

その他の悩みごと

被災者情報調査結果 1	
生活再建 に向けた 悩み	お金の悩み
	☐ 借金が残っている ☐ お金を借りたい ☐ その他 ()
	住まいの悩み
生活再建 に向けた 悩み	☐ 既存の住宅を補修したい ☒ 新居を再建・購入する ☐ 民間賃貸住宅を借りる ☐ 災害公営住宅を借りる ☐ その他 ()
	仕事の悩み
	☐ 事業を再開したい ☒ その他 (今の収入で再建や今後の生活ができるか不安)

調査票に記載のない内容についてはすべて不明

「被災者情報調査結果」 6 事例

41

「被災者の情報調査結果 1」

家族構成：本人(40代女性)、夫(50代)
子（小学生 2 人）
住家：持ち家が被災
仕事：パート、夫（非正規社員）

「被災者の情報調査結果 3」

家族構成：本人(60代男性)、妻(50代)
息子（20代）
住家：持ち家が被災
仕事：本人（求職中）、妻（パート）

「被災者の情報調査結果 5」

家族構成：本人(40代男性)
住家：持ち家が被災
仕事：無職

「被災者の情報調査結果 2」

家族構成：本人(70代女性)、娘(40代)
住家：借家が被災
仕事：本人（無職）、娘（非正規社員）

「被災者の情報調査結果 4」

家族構成：本人(80代女性)
住家：市外の空家（親族宅）
仕事：無職

「被災者の情報調査結果 6」

家族構成：本人(30代女性)、父(60代)、母(60代)
住家：持家が被災
仕事：無職
その他：両親が地震により逝去

STEP 1

「被災者情報調査結果」から被災者が
どのようなことに困っているのか考えます

「被災者情報調査結果」から読み取れる情報で被災者がどのようなことに困る可能性があるか想像し、お手元の黄色の付箋に書き出してください。

※個人の作業になります。

(例)

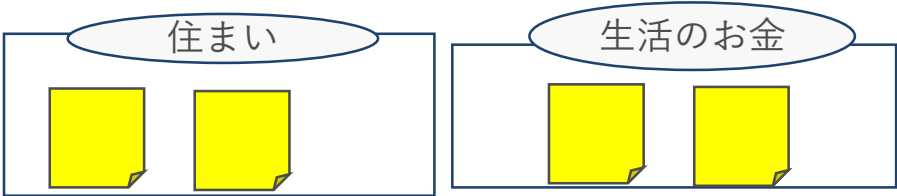
**家が壊れ自宅の
修理が必要**

**失業し、日常の
生活費がない**

司会の進行のもと書き出した黄色の付箋を各自発表してください。
チームで話し合い、ホワイトボードでグループ分けをしてください。
※書記はホワイトボードに記載をお願いします。
※次の作業で使用するため左上でまとめてください。

(例)

1 班 事例①



STEP 2

困りごとを軽減するためには、どのような支援を受ける必要があるか考えます。

参考にしてもらう支援メニューについて

【被災者に対する各種支援策】
皆様にイメージしていただきやすいように
令和6年能登半島地震にて実際に運用された
支援策メニューを使用します。

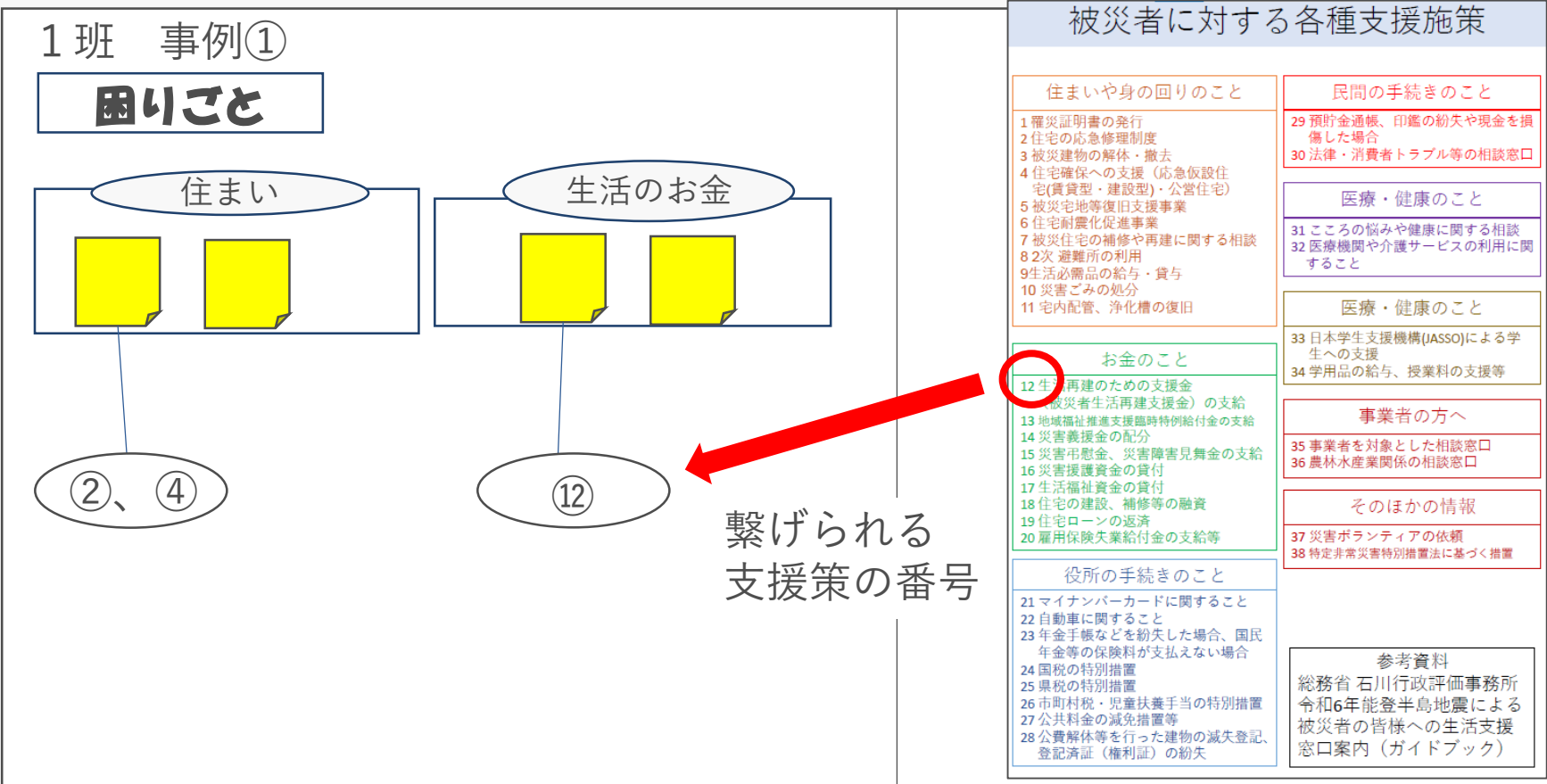
被災者に対する各種支援施策	
住まいや身の回りのこと	民間の手続きのこと
1 罹災証明書の発行 2 住宅の応急修理制度 3 被災建物の解体・撤去 4 住宅確保への支援（応急仮設住宅（賃貸型・建設型）・公営住宅） 5 被災宅地等復旧支援事業 6 住宅耐震化促進事業 7 被災住宅の補修や再建に関する相談 8 2次避難所の利用 9 生活必需品の給与・貸与 10 災害ごみの処分 11 宅内配管、浄化槽の復旧	29 預貯金通帳、印鑑の紛失や現金を損傷した場合 30 法律・消費者トラブル等の相談窓口
お金のこと	医療・健康のこと
	31 こころの悩みや健康に関する相談 32 医療機関や介護サービスの利用にすること
	医療・健康のこと
12 生活再建のための支援金（被災者生活再建支援金）の支給 13 地域福祉推進支援臨時特例給付金の支給 14 災害義援金の配分 15 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 16 災害援護資金の貸付 17 生活福祉資金の貸付 18 住宅の建設、補修等の融資 19 住宅ローンの返済 20 雇用保険失業給付金の支給等	33 日本学生支援機構(JASSO)による学生への支援 34 学用品の給与、授業料の支援等
役所の手続きのこと	事業者の方へ
21 マイナンバーカードに関すること 22 自動車に関すること 23 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が支払えない場合 24 国税の特別措置 25 県税の特別措置 26 市町村税・児童扶養手当の特別措置 27 公共料金の減免措置等 28 公費解体等を行った建物の減失登記、登記済証（権利証）の紛失	35 事業者を対象とした相談窓口 36 農林水産業関係の相談窓口
そのほかの情報	
37 災害ボランティアの依頼 38 特定非常災害特別措置法に基づく措置	
参考資料 総務省 石川行政評価事務所 令和6年能登半島地震による被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドブック）	

STEP 2 困りごとを軽減するためには、どのような支援を受ける必要があるか考えます。47

「被災者に対する各種支援策」を参照いただき、チームで話し合い、繋げられる支援の番号と困りごとを紐づけしホワイトボードに記載してください。

※支援策の詳細は別紙をご参照ください

(例)



繋げられる支援策の番号

総務省
石川県行政評価事務所
「きくみみ石川」参照

令和6年能登半島地震にて実際に運用された窓口案内の資料

STEP 3

「被災者情報調査結果」の追加情報でどのようなことに
困っている可能性があるか考えます

「被災者情報調査結果」の追加情報から読み取れる情報で皆さんが考える被災者への困りごとをお手元のピンクの付箋に書き出してください。

※個人の作業になります。

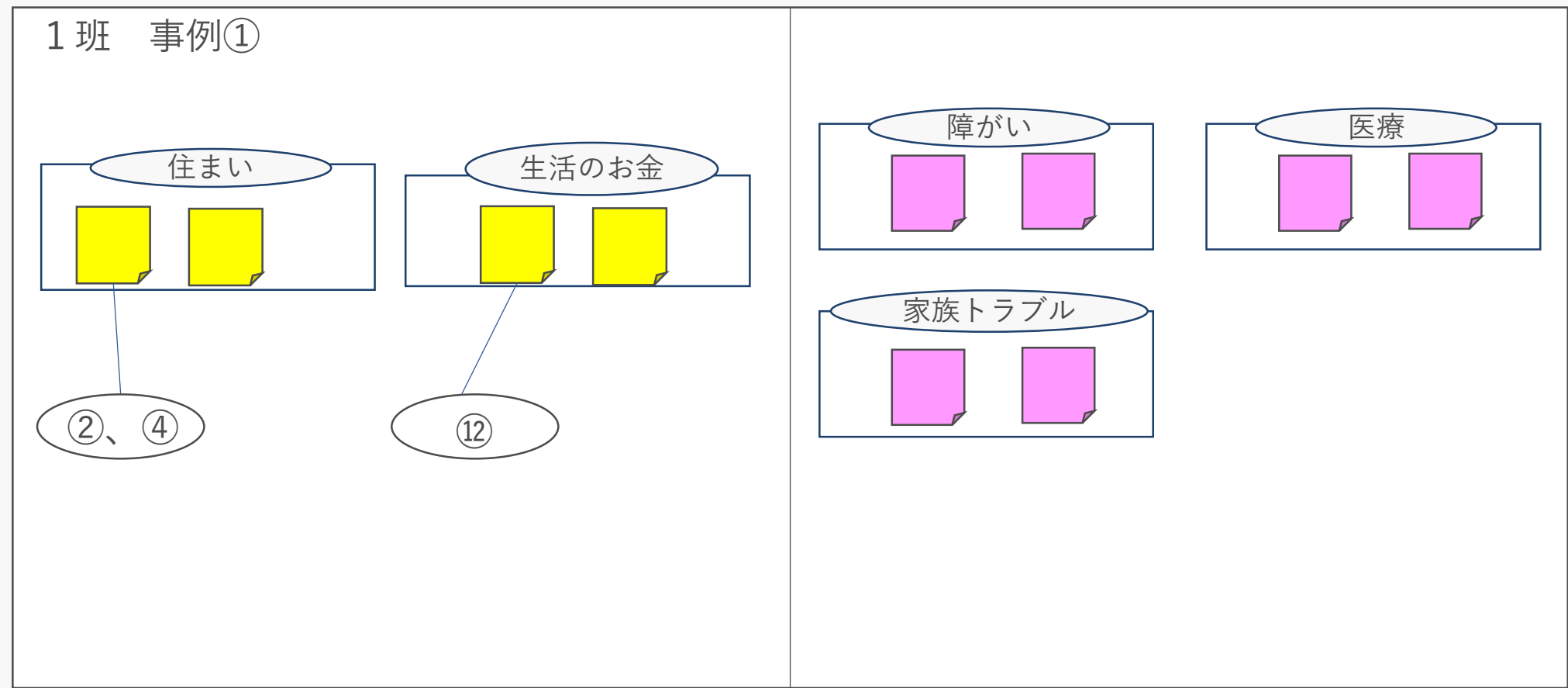
(例)

**地震で精神障害を負った
かもしれない**

**親族や住民間でトラブル
があるかもしれない**

司会の進行のもとピンクの付箋の内容を各自発表してください。
チームで話し合い、ホワイトボードでグループ分けをしてください。
※書記はホワイトボードに記載をお願いします

(例)



STEP 4

困りごとを軽減するためには、どのような支援を受ける必要があるか考えます。

「被災者に対する各種支援策」を参照いただき、チームで話し合い、**繋げられる支援の番号**と**困りごと**を紐づけしホワイトボードに記載してください。

※支援策の詳細は別紙をご参照ください

(例)

1 班 事例①

住まい

②、④

被災者に対する各種支援施策

住まいや身の回りのこと

1 罹災証明書の発行
2 住宅の応急修理制度
3 被災建物の解体・撤去
4 住宅確保への支援（応急仮設住宅(賃貸型・建設型）・公営住宅)
5 被災宅地等復旧支援事業
6 住宅耐震化促進事業
7 被災住宅の補修や再建に関する相談
8 2次 避難所の利用
9 生活必需品の給与・貸与
10 災害ごみの処分
11 宅内配管、浄化槽の復旧

民間の手続きのこと

29 預貯金通帳、印鑑の紛失や現金を損傷した場合
30 法律・消費者トラブル等の相談窓口

医療・健康のこと

31 こころの悩みや健康に関する相談
32 医療機関や介護サービスの利用に関すること

医療・健康のこと

33 日本学生支援機構(JASSO)による学生への支援
34 学用品の給与、授業料の支援等

事業者の方へ

35 事業者を対象とした相談窓口
36 農林水産業関係の相談窓口

その他の情報

37 志願ボランティアの依頼
38 特別非常災害特別措置法に基づく措置

役所の手続きのこと

21 マイナンバーカードに関すること
22 自動車に関すること
23 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が支払えない場合
24 国税の特別措置
25 県税の特別措置
26 市町村税・児童扶養手当の特別措置
27 公共料金の減免措置等
28 公費解体等を行った建物の減失登記、登記済証（権利証）の紛失

参考資料

総務省 石川行政評価事務所
令和6年能登半島地震による被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドブック）

障がい

③⑧

医療

③②

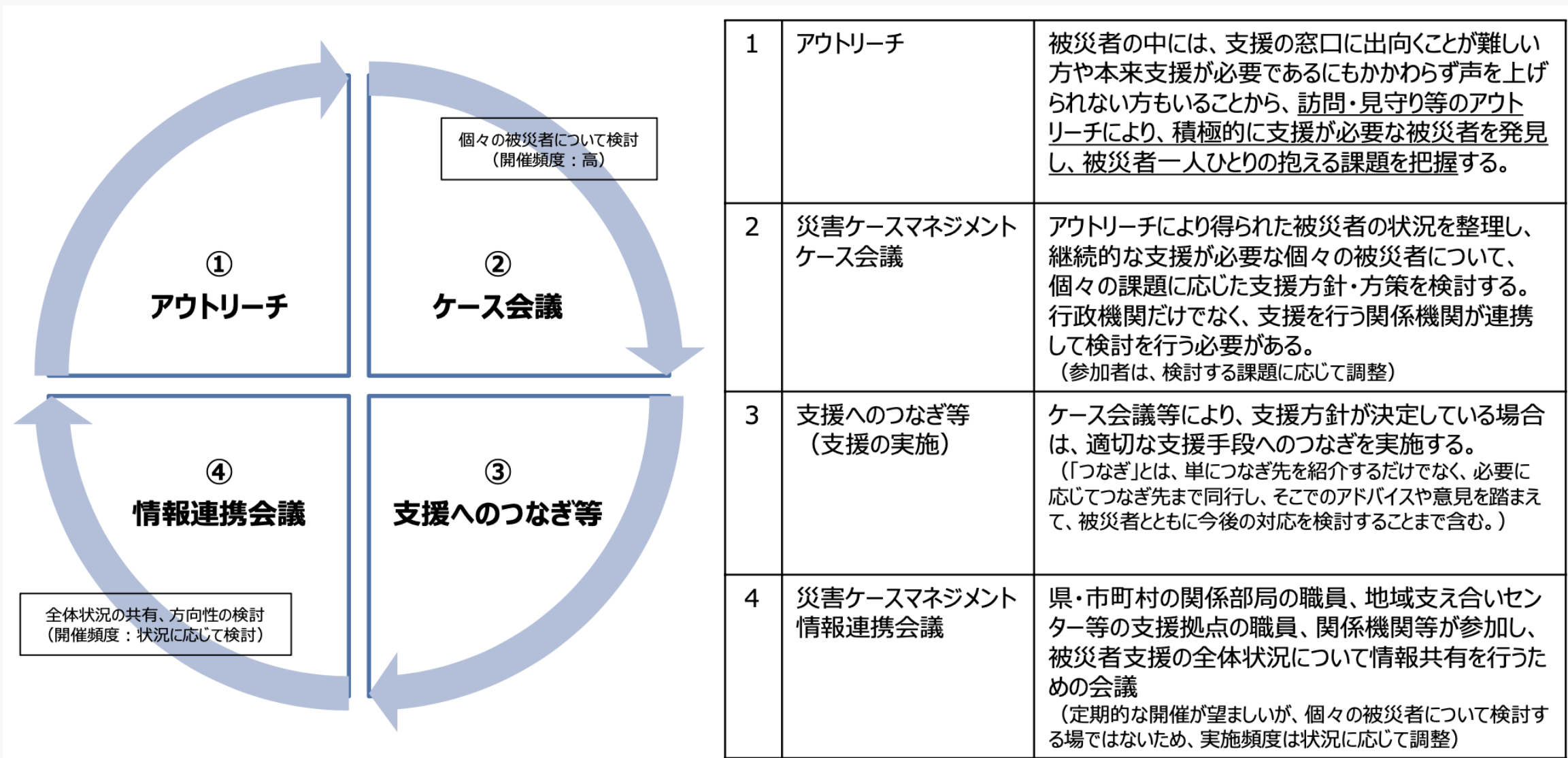
家族トラブル

③①

繋げられる支援策の番号

STEP 5

被災者が優先して受けるべき支援策を検討します。

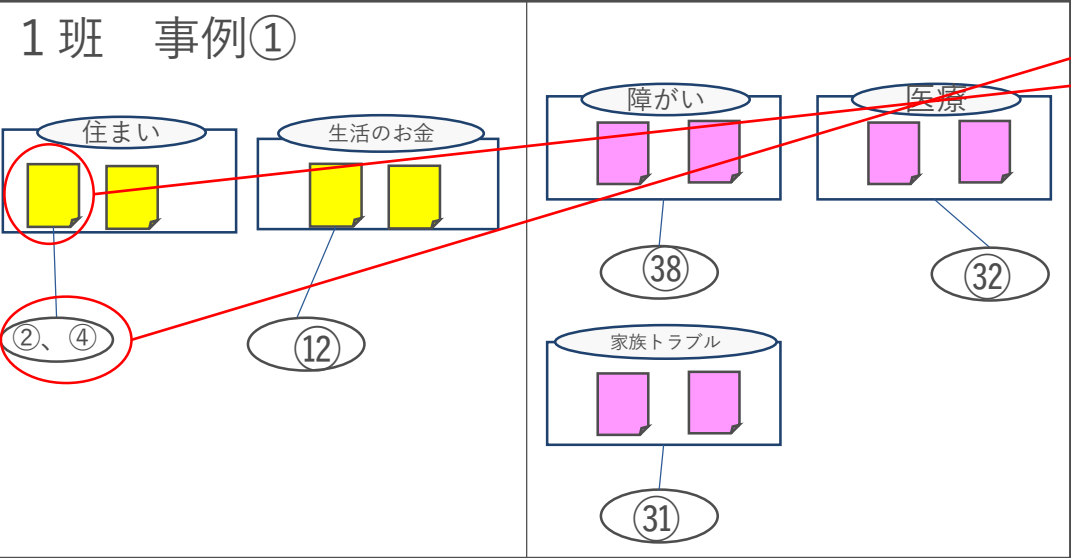


※【参考】内閣府防災「災害ケースマネジメント実施の手引き」

被災者が**優先して受けるべき支援策**（ホワイトボードに記載した支援番号と困りごとの中から）をチームで話し合い**3つ検討**します。書記は、別紙「優先度検討シート」に記載してください。

(例)

1 班 事例①



優先度検討シート

	支援策	困りごと	選んだ理由
優先1	住宅確保への支援	家が壊れ自宅の修理が必要	生活環境を改善し再建に向けて進んでもらうため
優先2			
優先3			

STEP 6

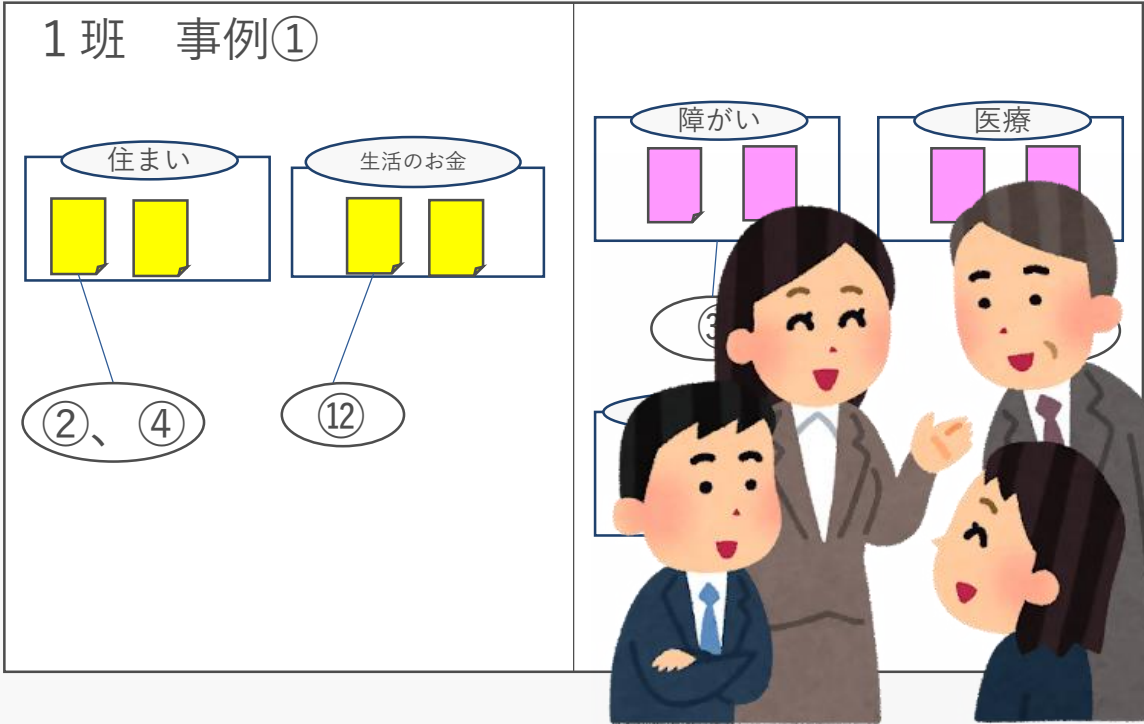
同様の「被災者情報調査結果」を考えたチームと
意見を共有します

繋がられる支援策の検討結果を同様の「被災者情報調査結果」を検討したチームに以下の内容を共有していただきます。

- 「被災者情報調査結果」から読み取れる困りごとと繋がられる支援策の概要について
- 「優先度検討シート」をもとに被災者が優先して受けるべき支援策と選んだ理由について

発表する班のホワイトボード前に集まり検討結果を共有していただきます。
前半（奇数班⇒偶数班） 後半（偶数班⇒奇数班）

(例)



1 班は、被災者の情報調査結果から〇〇だと読み取ったため△△に繋がれると考えます。優先して解決すべき困りごとは、□□です。
●●のため■■をしなければなら
ないと考えたからです

「被災者の情報調査結果」は倉敷市社会福祉協議会の被災者見守り・相談支援事業報告書の事例をモデルに作成

事例12【つながり続けることで思いを受け止め、タイミングを逃さず支援介入できた事例】

基本情報

- ・本人（30代女性）と両親の3人で生活。
- ・持家が被災し、応急仮設住宅で生活していた時に両親が亡くなり、独居となった。
- ・仕事はしておらず、困窮リスクも高く、住まいの再建の意向も決まっていなかった。

支援目的

- ・両親と生活している頃から社会的なつながりが持ちにくかったため、被災に加え両親を亡くした喪失感にも寄り添いながら、住まいの再建や就労への後押しをする。

支援内容

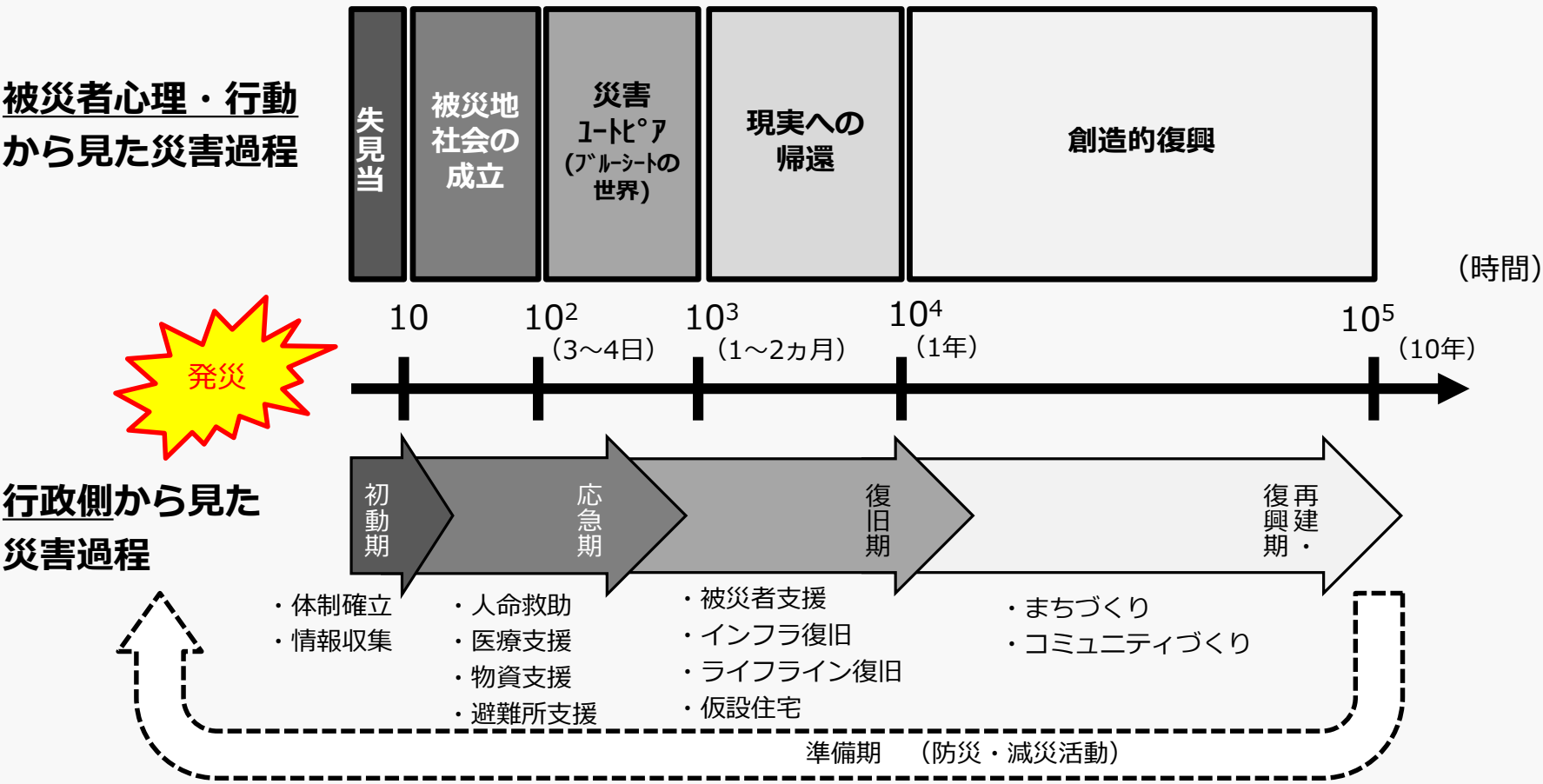
- ・避難所で生活していた頃から信頼関係を築きにくい世帯で、応急仮設住宅の生活でも多くを語らず、生活の様子が見えてこない中、継続的な訪問により関係性を築くことに努めた。
- ・両親を亡くした時期と住まいの再建を考えなければならない時期、生活困窮する状態が重なり、生きる気力が低下していることが心配されたため、支え合いセンターが市社協のパントリーの食材を届けながら、「あなたのことを心配している」と伝え続けた。
- ・住まいの再建についても、本人の意向やベースに合わせて手続き支援を行った。
- ・就労についても徐々に考えるようになり、支援を希望したため、就労支援機関と連携を図った。

支援の成果

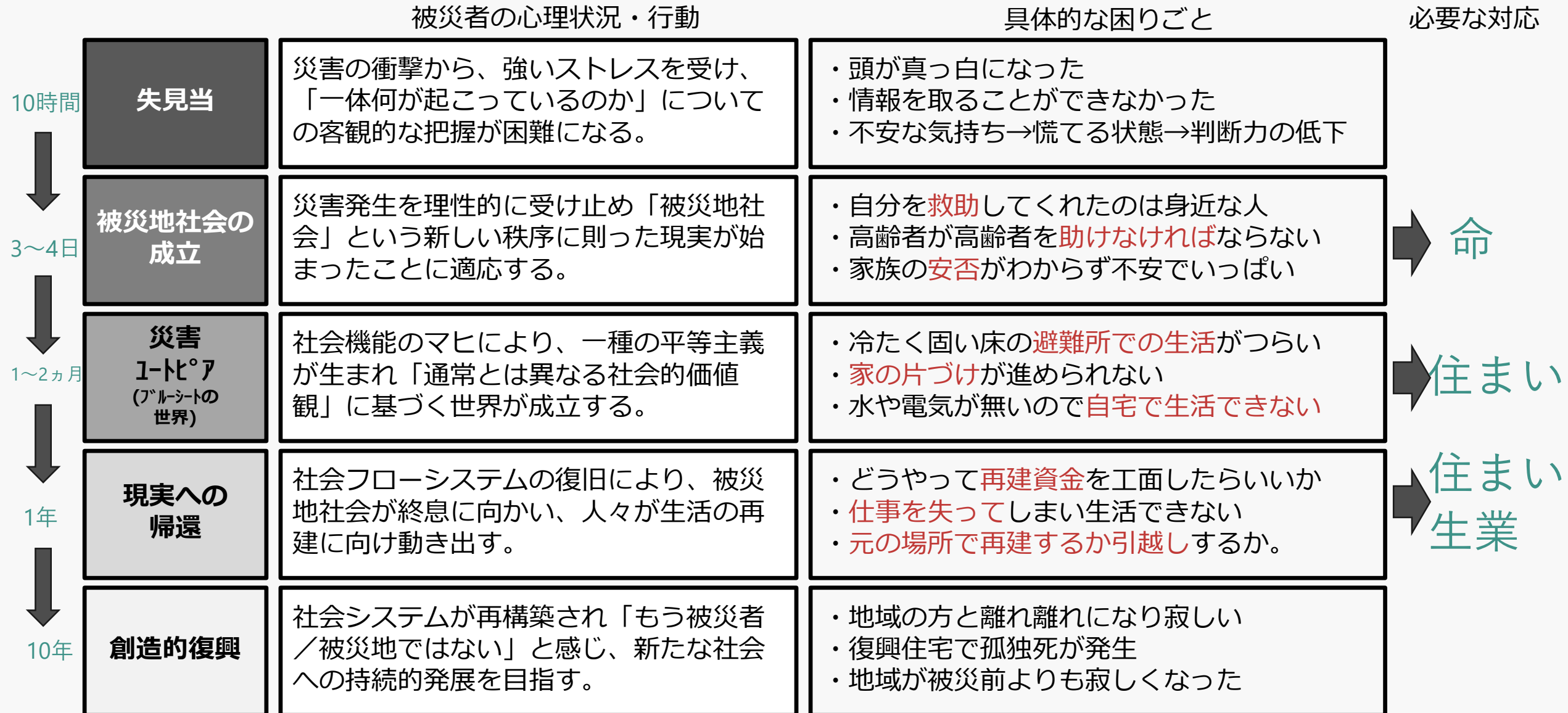
- ・継続的に関わることで信頼関係を築くことができ、支援が必要なタイミングで介入し、支援機関との連携を図ることができた。
- ・被災だけでなく両親を亡くした喪失感にも継続して寄り添いながら行った支援は、支え合いセンターにしかできない支援だったと思われる。

出典：倉敷市社会福祉協議会
平成30年7月豪雨災害（倉敷市真備地区）における
被災者見守り・相談支援事業報告書 2024

時間経過に合わせて、フェーズ（段階）が変化する



被災者の心理状況・行動



構成

(1) 基礎情報の確認

(2) ケース会議模擬体験WS

(3) まとめ

3つの知識を深めることを目的とする

- **研修目的①：災害ケースマネジメントを実施すべき背景を理解できる**
 - →菅野先生・江崎先生からの講義を通じて背景と現場の実際を学んだ
- **研修目的②：被災者の情報から支援に繋げる手順をイメージできる**
- **研修目的③：被災者の生活再建に関する課題を軽減するために必要な支援策を知っている**
 - →ワークショップを通じて、被災者をイメージし、必要となる支援施策を検討の優先順位を検討した

災害ケースマネジメント実施体制を整理

第 1 回検討会（12/9）

第 2 回検討会（1/10）※伊勢市職員のみ

- ・ 三重県の動向をもとに市役所内部の役割分担を整理

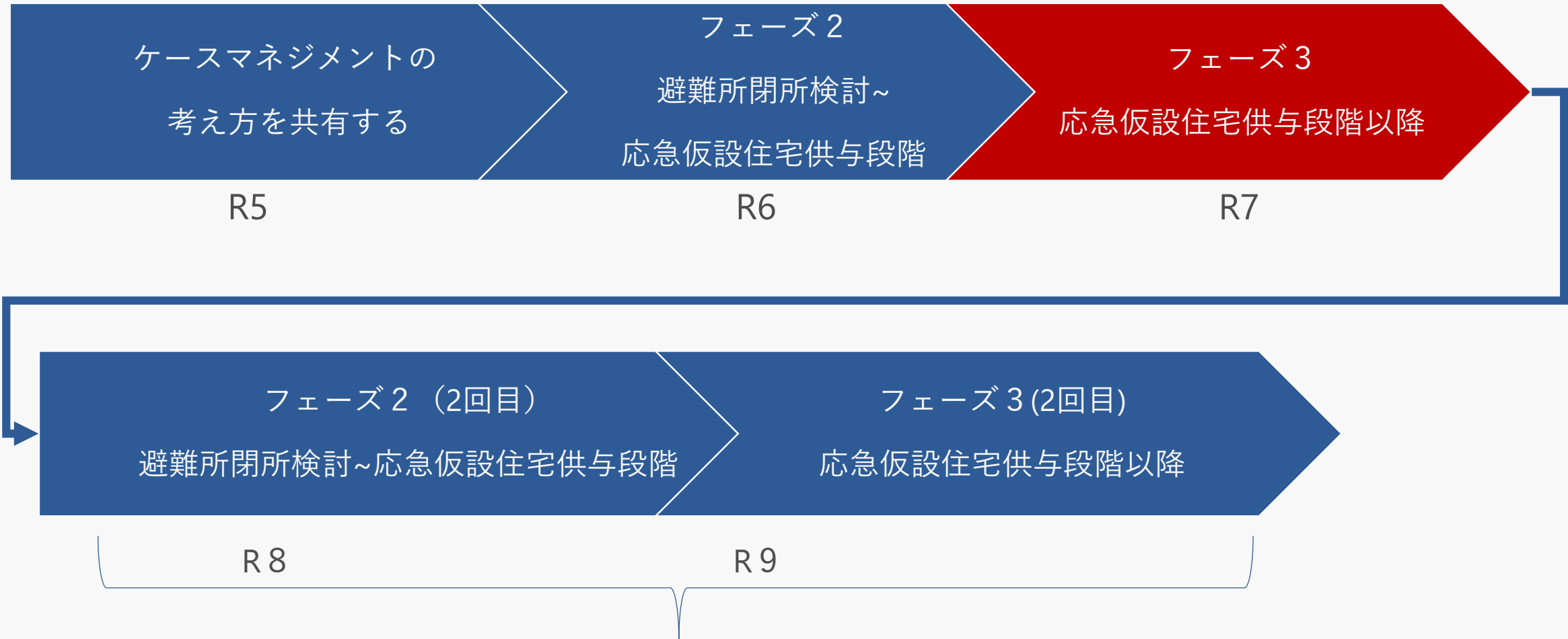
伊勢市地域防災計画へ追記（令和 7 年 3 月）

- ・ 地域防災計画への主となる伊勢市の担当者を記載

伊勢市での検討結果の情報共有（令和 7 年 3 月末までに）

- ・ 今年度の成果の共有

社会実装に向けた検討を継続して行う



シミュレーション訓練を通じた様式、体制の検証